

高松市監査委員告示第19号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成19年11月19日

高松市監査委員	谷本繁男
同	吉田正己
同	妻鹿常男
同	池内静雄

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成16年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 少子高齢化対策事業に関する財務事務の執行について

(1) 措置を講じた部課名 健康福祉部保育課

ア 措置通知日 平成19年8月31日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 保育所入所審査では保育に欠ける状況を具体的にチェックすることが重要であり、より厳格で公平な入所手続が必要であることについて

入所申込みの添付書類である「勤務証明書」、「就職活動申立書」の様式を変更し、「病気・介護（看護）・出産・就学申立書」の様式を新たに作成して、保育に欠ける状況をより具体的に確認するようにした。また、添付書類については再度内容等を確認し、不備のあるもの、または未提出の書類について再提出を依頼した。

(イ) 他自治体への入所委託料を適正な委託料に変更することについて高松市菅沢町に在住の児童を旧塩江町の保育所に委託して保育を実施してもらっていたが、合併により解消した。

- (ウ) 収入未済額（滞納額）の管理をさらに強化する必要があることについて

収納対策として、電話催促および保育所（園）長による納付指導をしているが、さらに年数回の夜間開庁および入所継続手続き時に面接指導を行った。

- (エ) 保育コストが低く、延長保育等多様化した保育ニーズにより弾力的に対応できる私立保育所に保育所事業の重点を移すことについて

平成22年度までに5か所の公立保育所を民営化し、民営化後の保育所で、延長保育や一時保育などの多様な保育サービスを実施することで住民サービスの向上を図っていくこととした。

- (オ) 保育所事業の民設民営化や公設民営化など民間を活用した方法を積極的に検討することについて

平成20年度に城東保育所、平成21年度に中野保育所および花園保育所、平成22年度に花ノ宮保育所および十河保育所の5か所の公立保育所を民営化することとした。